の展開

松

永

靖

夫

労働関係の中に包摂し、 新開地や小作地を名請したものである。天和検地を起点として元禄期以降全藩領で著しく家数が増加し、単婚家族化が進んだ。 と名子との徭役労働関係が根強く残る中で、新しく作徳地主―小作関係が一般化しつつある事実を容認して、同居家族・名子等の 宝期には、作徳を納める小作地が成立し始めた。 以外の家族・名子等の新高持が多数出現したが、農業生産の中心はまだ複合家族手作経営であった。だがまた、 高田 -小作関係が広く展開したことが、 「藩の寛永期の役家は、 農業生産と生活に関する族縁的共同体のようなものを形成した。寛永末年から寛文延宝期にかけて、 名子の持高と貢租を自己名儀のもとに代表し、 家数増加の大きな要因であった。 延宝九年の高田藩改易後、 天和二年に幕府が実施した検地は、 耕地の不充分な一部の役家や名子を小作 史林 六三巻一号 複合家族手作経営 おそくとも寛文延 一九八〇年一月

Ľ め []

は

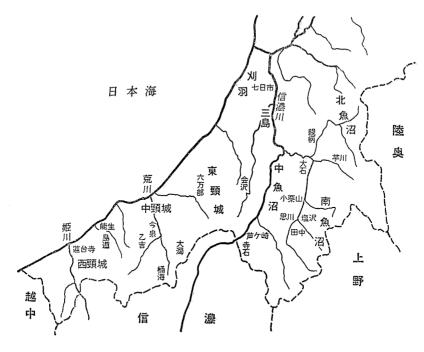
徳地主-

が、 寛永元(一六二四)年に、 延宝九(一六八一)年越後騒動の責を問われて改易されると、 魚沼 頸城両郡と刈羽・三島両郡の南半分、 幕府は全領地を幕領とし、さらに天和二年にいわゆる天 合計約二六万石を領して高田に入部 した松平光長

和検地を実施した。

た

天和検地後享保期までの間に、 各村の百姓家数が急激に増加することは、 これら四郡では早くから知られた事実であ



第1図 とりあげた村の位置 ---越後南半

とどめて、

本稿では天和検地後の農村構造の展開

・心に検討した。

影

改訂についての詳論は、

別稿に譲り概略をのべるに

役家制度と農村構造の変化および延宝五年役家制度

干の考察を試みたものであるが、

松平光長高田

藩 若 0

展開をしたか、

魚沼郡と頸城郡の史料につい

て、

家制度改訂および天和二年幕府検地を経てい

かなる 五年役

役家制度下にあった高田藩領農村

が、

延宝

る

光長時代の一七世紀後半までに頸城南部 通る街道が確立し、 連絡には、 を受け、 頸城地方は、 峠を越えて上野へ出るルー 春日山 松代・松之山の東頸城地 中世以来海 高田等の頸城郡中心部と関東との 光長領解体後は魚沼と中頸城と 上から近畿先進 トが中心であったが、 方から魚沼を通 から信州 地 0

本 稿中 ·の村の位置については第 図に図示してあ

、関係は次第に薄れていった。

松平光長高田藩の役家制 度

慶長・元和期の役家制度

また、 氏の、 のがあり、 一五間である。 役家は光長高田藩以前から存在した。慶長三(一五九八)年に入部し、 慶長元和期の越後では、 慶長三年検地帳には、 たとえば水穂寺村 慶長三年検地帳の家数は、 村内でその地位を引き継いだものが、その後の貢租責任者とされた。② 多数の零細名請人が載せられていて、その巻末に名請屋敷とほぼ同数の家数が付記されたも (糸魚川市) 入作者や零細名請人を含む慶長検地帳の全名請人が貢租責任者とされたのではなく、 一般的に言われているごとく、越後でも夫役負担役家が指定されたものである。の は名請人二八人で家数は一四間、 越後で初めて近世的諸施策を本格的 蓮台寺 (糸魚川市) は名請人三六人で家数は に実施した堀

銀 (足役家銀) 五年高田 を納めていた。 に入部し、 寛永元年甥光長と入れ替えで福井に移った松平忠昌時代には、 役家はすでに夫役のみでなく夫 ろ家数とされたものや、

銀としてまとめられ、 者として存在していたが、 家・足役本家・本家などとよばれ、 区別はよく分か 糠代・鷹飼代・渋柿代) 堀氏以後、 名子家銀を年に一匁五分納めた。 高田藩域で親藩譜代幕領と数回支配が変る中で、 ?っていない。 ® 役家制度と役家銀が明確化された。光長藩の役家は、 の中にあった足役家銀 光長藩初期の税種目改訂に際して、 名子家の持高は主家である足役家の名とされ、 足役家銀を平年に四匁五分、 相家とされたものもあり、二匁二分五厘納めたが、 (夫銀) が、 役家に課せられる独立の税種目とされ、 今まで小役八種目 役家は村の貢租責任者であり、 閨年には五匁納めた。 貢租も足役家がまとめて納めた。 高持の中から持高や格などで指定され、 (夫銀・薪代・雪かき代・馬草代・藁代 役家とされなかった高持は名子家 相家と名子家・足役家との 陣夫築城夫などの夫役負担 他の七種目は小役 したがって

各村の寛永期以降の高持あるいは役家数は慶長三年名請人に比して著しく減少し、

慶長屋敷持数に近い数になっている。

形で指定されたので役家数は村高とは関係ない。 これは持高の売買譲渡によるものではなく、 相家以外に高をもたない隷属農民が存在したが、 役家指定の際に役家名儀のもとに小高持の高をまとめたものである。 帳面上には現れない。 庄屋は役家とされなかった。 役家は右のような 名子家

内屋敷持五人であったが、 ŋ に発達した関川流域の谷間の一支谷にある。 頸城郡大濁村の史料を中心に役家制度下の農村構造を検討してみる。 山間豪雪地ではあるが、 寛永一二年村高七七石余で高持が三人となった。この村でも多数の入作や名子の持高を役家制 近世初頭からの史料が現存する。第一表に示したごとく、慶長三年に名請人二九人で、その 新井市を南下した飯山街道と、途中で分かれて一〇キロ程入ったところにあ 大濁村は現在新井市に属し、 中頸城郡南 部山間 地

第1表 大濁村高持数・名請人数・家数の変化

		六右衛門 20.0	等右衛門 35.3石 半右衛門 22.4 六右衛門 20.0 計5)	
		半右衛門 家族数 5人 他に名子権右衛門家族4人を抱え る。 六右衛門 家族数 5人 作右衛門 家族数 10人 他に名子助三家族3人を抱える。	警右衛門 家族数 12人 弟家族4人同居 半右衛門 家族数 5人 他に名子権右衛門家族4人を抱え る。 六右衛門 家族数 5人 作右衛門 家族数 10人 他に名子助三家族3人を抱える。	村高 77.7石 警右衛門 家族数 12人 弟家族 4 人同居 半右衛門 家族数 5 人 他に名子権右衛門家族 4 人を抱え る。 六右衛門 家族数 5 人 作右衛門 家族数 10人 他に名子助三家族 3 人を抱える。
	大右衛門 家族数 7人 小右衛門 家族数 5人 他に名子権右衛門家族5人を抱え る。 作右衛門 家族数 5人	他に名子善五郎家族3人を抱える。 半右衛門 家族数 7人 六右衛門 家族数 7人 六右衛門 家族数 5人 小右衛門 家族数 5人 他に名子権右衛門家族5人を抱え る。	 ・	村高 77.7石 善右衛門 家族数 12人 弟家族3人同居 他に名子善五郎家族3人を抱える。 半右衛門 家族数 7人 六右衛門 家族数 7人 小右衛門 家族数 5人 心に名子権右衛門家族5人を抱える。
他に無高名子			警右衛門 25.9石 半右衛門 12.9 六右衛門 12.9 六右衛門 12.9 名子弥右衛門 九郎左衛門 12.9 名子请滅 施右衛門 12.9 他に無高名子	本古高 77.7石 警右衛門 25.9石 警右衛門 12.9 半右衛門 12.9 六右衛門 12.9 名子弥右衛門 12.9 名子清蔵 名子清蔵 塩右衛門 12.9 他に無高名子
		(その内屋) (販名語18)		
		馬数7	数次 对 11.0 71.0 7.0 7.0 7.0 7.0 7.0 7.0 7.0 7.0 7.0 7	宗数 23 1 戸平均 11.0人 馬数不明

物的国外 政指出事」「正保年中宗門改展(正保 3 年)」。第文四年「大崎之郷大湾村高附之帳」,天和四年「越後国頭坡郡上板倉郷大湾村御校地名客帳」, 禄九年「越後国頭城郡上板倉郷大濁村宗門御改帳」,新井市大濁豊岡家文書 | | 大崎郷大渕村滑部(平なし、慶乗3 平と明定できる), 鬼米十二年 | 亥年大渕村 御牛貝木約万) 題表』, 寛末17年 | 大崎郷内大渕神 님

まことに移動が激しい。 度のもとに三間の名前にまとめた。 辷りと洪水にそなえて地割制度が成立するとともに高分けしたと考えられる。 複合家族に名子を抱える大手作経営である。 寛永一二年に三五・五石の善右衛門が、 寛永から寛文まで継続するのは善右衛門・半右衛門・六右衛門の三間のみで、 寛永一七年の六右衛門と、 寛文四年に二五・九石に減少したのは没落ではなく、 正保三年の六右衛門・小右衛門と善左衛門抱 善右衛門は、 その持高と家族構成から考え

名子善五郎とが、

家族を他村へ質置奉公人に出している。

なかった名子善五郎が善右衛門に抱えられていて、寛永一二年になく、 |頸城郡の史料でも数多くみえる。 ずれも正保三年に在村した名子とは別人である。 [年後の正保元年にはもういなかった。 名子の移動が激しい。 寛永一七年の半右衛門抱名子権右衛門は、 この地域では名子の存在は中世以来確認され、名子免という小面積の田畑と住居を与 寛文四年には、 名子が一種の契約の形式で入り、 六右衛門と九郎左衛門がそれぞれ一人づつ名子を抱えているが、 六年後の正保三年にはみえず、 一七年までに村に入った作右衛門抱の名子助三は、 数年で移動する例が、 逆に寛永一七年に 明曆~寬文期

カゞ 分らないが、 料上にはでてこない。 は名子を抱えている。 できない作右衛門や、 えられ、 ながら、 寛永一二年史料になかったのに、 『地を売って欠落したり、 役家に隷属して徭役労働を提供した。 経営が不安定ですぐ村から欠落したことである。 帳外れの小作農であったかは分らないが、 この直後の役家高付帳の形式と比較すると、 また逆に、 寛永一二年の史料は役家の高のみを記したもので、 正保三年に出現して寛文四年には消滅した小右衛門は、 他の役家の耕地を請作している例が多数ある。 寛永一七年・正保三年史料の上からは、 寛永一七年に出現して正保元年には欠落し、最大限にみても九年しか史料上では確 注目すべきことは、 役家であった可能性もある。 近世初期の請作人の経営は、 小右衛門一家が役家でなければ、 作右衛門と小右衛門は、 彼等が名子を抱えるほどの規模の経営で 彼等が、 4) ・かに考えるべきであろうか。 耕 高持請作人も含めて一般に不安定 西頸城郡では、 地不充分な役家であっ 役家であっ 明 層期以降、 在村しても史 たか否かは しか 役家 役家

持する政策、

この時期、

当藩域でも、

小は切添切開から大は数カ村規模のものにいたる新田開発が盛んであり、

だったというが、 越後でも帳外れ農民や名子の移動が激しかったことは役家層の下のこれらの経営がまことに不安定だっ

役家の中の大高持は、広い手作地を、複合家族と質置奉公人や名子の徭役労働で経営した。

期に至るも、質置奉公人に関する史料には、年季を記したものはほとんどなく、まれにあっても一○年季以上であり、 人下女」のようなものだったのであろう。 た譜代下人は、延宝期までは史料上に時折出てくるので、質置奉公人とはいっても実質的には「譜代もしくは長年期の下 質置奉公人は、 大濁村史料にみるごとく、充分な経営地を持たない役家や名子から出された。 高田藩領では、 寛文延宝

奉公人などとして放出する一方、上層役家との小作徭役労働関係の中に包摂され、 て役家を設置し直した。不充分な耕地しか所有しない一部の役家や名子は、経営地で燃焼し切れない家族労働力を、 るとともに、農業生産と生活に関する族縁的共同体のようなものを形成した。 寛永初年に高田藩では、 慶長以来、土豪や有力農民などの系譜をひくものを中心として、役家として来た事実を踏まえ 役家は彼等の持高を自分名儀で代表す

足を定め百姓を保護している。このことは、 牛馬などを取申もの於有ハ早々可申上候、かくしおき百姓かけおちいたし候ハゝ 代官衆可為越度事」、 百姓は の土豪的地主として伝統的に有していた権力をもって、恣意に夫役や雑事を小前百姓にかけることを禁止した。さらに潰 当時幕府諸藩で一般的にみられるごとく、代官・給人の百姓への過分の負担と非餞を停止し、大肝煎・庄屋等が、 農政の基本方針として寛永九年に、 惣百姓の力で回復させるのを原則とし、その方法を指示した。百姓の借米銭については、 すなわち小農維持自立策をとっていたものと解される。 「定」を家老渥美久兵衛・本多七左衛門の名で藩内全農村に出した。 役家制度のもとにあっても、 なお役家から名子にいたる小前百姓の経営を維 一さいそくをつけ妻子 および借米銭の利 かつて 定では

この動きは寛永末年

あるいは承応・明暦ごろから盛んになり、寛文延宝期が絶頂期でその後は減少する。 藩では、すでに寛永期から、 新田検地で、多数の名子や同居家族の名請地を零細なものにいたるまで認 開発者は役家のみでなく名子や同居

めているが、 藩では新田検地の際に、 これは小農維持自立の方針によったものであろう。 開発請負者分として、分一高すなわち高入地の一○分の一を除地としたり、 開墾後鍬下三年間

あげられる。 '無税を認めるなど優遇措置をとったが、切添切開は多くは高に入らず、 新田は貢租の免も一般に低かった。この期に石高所有の移動が大きかったもう一つの原因として、土地売買が 土地売買証文は、 寛永末~明暦には大肝煎またはそれに類する家にまれに発見される程度であったが、 新田検地高入の際も、 開発者に有利な低い石盛

延宝期になると、

庄屋クラスの家からも数通発見される

譜代下人で年季奉公人はなく、 中にさえ、下人下女を抱えているものや、複合家族形態をとるものがあった。下人については、寛文期では質置奉公人か 戸当平均九・〇人、 沼盆地の小扇状地に開かれ、 譜代下人を抱えたり、 ことになり、 逐地や買得地 経営の自立が進むが、充分な手作地を持つものが耕地を得た場合は、 地はい 最高は一七人で、役家七間は一様に複合家族形態をとり、下人で労働力を補っている。 名子免を与えた名子に徭役労働を提供させて、 かなる形で経営されたか。 関東への街道に近い魚沼郡余川村(六日町)寛文一一年の家族構成をみると、 延宝期に至るも質置奉公人証文しか発見できない。 耕地を充分持たない役家や名子が耕地を得た場合は、 手作地を拡大する形態が相変らず基本であった。 寛永期と同様に家族の複合化を核とし、 手作地を拡大する 余川村では すでに名子の 魚

ものも考えられる。 家族・下人および名子の徭役労働による手作限度を越える分は、 だがこの土地を請作する小作人達の、 年貢負担義務が明記してあること、などから、この中には、 すなわち、 これらの小作地については、まだ多分に偶然性によるところが大きいが、 地主手作経営への徭役労働義務は文面にはなく、 近隣の名子や手作地を充分もたない役家に請作に出 前述の名子の徭役労働を伴う小作地 請作面積が名子免と比較 一般的には生産 とは異る

により、

この

期

汇 地

主作

徳分を成

立

世

髙 しても無理は 地主作徳 のある部分が、 [が一般的に成立しているところから、 な 地主作徳として成立し始めていた。 南魚沼盆地や中頸城・西頸城の平地で、 三章で述べるごとく、 北魚沼の寒冷な山間地芋川村で、 おそくも寛文延宝期に始まったと 元禄七年に

という用語例 方でも備中鍬が耕 れに付随させる形の場合とがある。 で目立ち始める 傾向が強いことを示している。 耕を中心とするものもある反面、 人のみを記して、 寛文期の小作請作証文には、 いがみえることで示される。このような用語がこの期にみえることは、 小作米も年貢米も記してない場合と、 地の新開・ 整備・耕作に重要な働きをしたことは、 肥料は元禄期に至るも、 地主徳分という明確な用語はなく、 名子層の単婚小家族労働力による所有地の耕作や新田開発も含めて、 一般的にはこの期の農業技術を支えるものは備中鍬の普及であるといわれるが、 刈数と年貢米が記してあり、 田には馬屋肥と刈敷を施し、 量的にも明確でなく、 西頸城郡の畑地では 上層手作経営の中に、 公儀年貢米を義務づけて、 刈敷の争いは慶安・ 田 「〇人打の畑」「畑一枚〇人打」 地の歩数あるいは刈数と請作 眀 複合大家族で馬 般に労働集約的 暦 期 から各郡 作徳をそ 当地

ことは、 で一四石余も出した。 は替地を取らず、 被災復旧や取入口および水路改良工事のため、 三島郡 当時さかんに行われた治水灌漑工事が、 の 信濃川 その分の米を取ったが、 一西岸の 天和三年村高は上岩井七九石余、 洪水頻発地にある七日市村地内に、 その米は寛文年間 七日市村田地が潰れ、 既開発地の生産力安定・ 上岩井の新田が から毎年十数石にのぼり、 隣村上岩井村他二ヵ村の用 相手の一部が他領ということもあって、 一三五石である。 向上と新開発に大きな効果を上げ得たことを示 延宝五(一六七七)年に上岩井だけ 多量の既開発地が犠牲にされた 水取 入口と水路が ·あり、 七日市村で 再三の

表高と実高の差が大きかったことをもあげ得る。 Ū ø た 原因 K 切添切開 そのため、 などの高入れ 売買や請作証文に、 もれや、 新 田 高 入れの際石盛 実収穫を表す刈高を併記するこ が 低 か たことなど 113 (113)

延宝五年の役家制度改訂

ら役家を指定し、 歩四厘役家と六歩名子家を負担するなど、 でも新旧の高持が全員で、 に役家諸負担を分担させたため、半役家や三分の一役家などの不完全役家が生じた。寛文末から延宝初年には、 寛文延宝期になると、 大小の新田開発・高分け・売買および石高と実高との差などが、 貢租の責任を負わせ夫役賦課単位とした、 どの村でも、 持高に応じて、役家銀を初めとする役儀を分担するようになった。 役家数・名子家数よりもはるかに多い高持百姓が存在した。 役家・名子家の両方を分担する場合も多く、このことは、多数の名請人の中 慶長以来の役家の意義が消滅したことを示す。 同居家族や名子の新高持や独立を大いに進めた結 その際、 村では、 間 現実の高所有者 の高持が、 どこの =

である。 品化以外には、 煙草・漆等が導入された以外は、 行って来たが、 割を負わせようとした。 文五年家老小栗美作が登場し、藩政改革に着手した後でさえも、役家に桑や漆を植えさせ、 入れた労働体系で、 点では、 持 いる役家制度変動の実態を認めながらも、 藩は、 であり、 出陣の際に、 頼るものがなかった。 すでに奉公人不足から、 寛文一二年軍役制の改訂を実施した。 しかも、 経営地の維持拡大を行い、名子層は、 知行高に応じて藩士に陣夫人足を貸し与えることを定めたが、その理由は、 また藩は軍役の陣夫人数確保に苦心をした。寛文五年以来、 定めた人足も五分の三は不足であった。 商品経済は浸透したが、 みるべきもののなかった高田藩域では、 役家層は、 明暦四年農村に触れた「掟」で、 藩は一応役家維持を基本原則とした。 複合家族に下人を抱え、 その際の問題点は、 新開や高分けによる零細所有耕地を小作地で補い、 名子の徭役で補い、 耕地拡大と、 武家奉公人の確保を図っている。 中・下級藩士の経済的困窮と陣夫役人足の不足 財政再建のため、 役家銀は延宝期に至るも存続 労働集約化による稲作 役家にも殖産興業策 商品作物は、 場合によっては馬耕 藩士達が 藩政改革諸施策 藩の奨励の形 寛文一二年軍 「軍役之人積 家族による 0) 増収と商 推 を取 進 の

制

労働集約的経営を行い、ことに一部に地主作徳が成立したことは、 、う形での経営拡大競争を強め、 本家 (役家) への徭役関係を弱め、 この両層の共存と

だが、 新田開発· 田畑売買・高分け等による、 こうした一般的状況が労働力の慢性的不足状況を現出したものであろう。 一部役家の縮小没落・新高持の増加という事態が進展する中で、 高田 藩

は土地永代売買を禁止しなかった。

改革 貢租増徴政策を進めた。 施した。 地の禄米制への転換は、 延宝期には、 一への反感は、 幕領でも諸藩でも、 財政再建を目ざす藩政改革はさらに進展し、それとともに、 藩主の継嗣問題を契機として、いわゆる越後騒動をひき起した。 延宝四~六年の間に実施された。 この時期に大規模な検地を実施したのだが、当藩では、 また貢租増徴策の一つとして、 その推進者家老小栗美作一 藩政改革の一端として実施された知行 全藩領一斉検地を実施しないままで 延宝五年に役家制度の改訂を実 派の専権と急激 な

所有者はたとえ小高でも百姓本役すなわち一間前役家とされた。 役家制度改訂では、 次の史料のように、 役家が持高の 中 から、 すでに親族や他人に売却・譲渡していた場合、 新 しい高

足役取立之覚

一高持百性縦雖為高少分本役之事

前 |々高持百性雖為壱軒役其高之内子孫兄弟他人にわけ為持候共わけ持之百性本役之事

(中略

不高持百性ハ名子役之事

一新田家本田百性ニ付不(申)事

附、つぶれ百性田地主付無之其村中支配之内ハ足役赦免事一縦其村其所ニ家不持他村他郷并町等ゟ高掛持候共其村之高持家同前ニ本役之事

115 (115)

右之通当已ノ年ゟ足役銀可取之旨被仰出候問 各組下へ急度申渡役銀上納申様 三可被申付候、 委曲御代官方ゟ可被申渡侯、 已上

已閏十二月十三日

松 治兵衛

大肝煎中

松 仁右衛門

るものが があった。 らに新たに名子家が四間とり立てられた。 に直したもの一間、 子家各一間と変った以外は寛文四年のままだったのが、 家銀を課したことでさらに裏づけられる。 と生計との両面でかなり自立し得た実態を認めたものである。 分な石高所有者を役家とするのではなく、 その結果、 生産高の中から、 、あったのである。 いかなる小高持をも一間前としたことは、この頃の小作地は、 大濁村では、 名子を役家に直したもの一間、全く新規に役家とされたもの九間で、役家は一挙に一五間となり、 小作人再生産分と貢租分の他に、 寬文四年庄屋一間、 作徳小作地が成立しつつあったため、 零細高持となった名子等が、 頸城・魚沼両郡では、 役家四間、 延宝六年の役家制度改訂後は、 地主作徳分を納めるものも多くなったので、 高持名子二間であり、 そのことは、 ほとんどの村で、役家改訂によるこのような役家数 小作地や新開地等で経営を補いながら、 本家に徭役を提供させるためのもののみでは 無高の中 延宝五年には、 無高小作農の中に名子役家銀を負担しう から新たに名子家をとり立て、 先規よりの役家四間 高持名子二間 自立経営となるに充 ごが相家 相 農業生産 家を役家 增 な 加

のも七・五人にもなり、 役家制度改訂後の家族労働力構成は、 次章以下で述べるごとく、天和二(一六八二)年検地直後も、 複合家族を中心とすることにおいては改訂前と基本的に変化がなかった。 魚沼郡各村の平均人口をみると、 魚沼郡と同様複合家族経営の優位は崩れていないので、 九人あるいは一一人というものが多く、 この時 期 の他郡 K おお

延宝期には魚沼郡と同様であったとしてよい。

していたが、 延宝五年の役家制度改訂は、 一方、 新田開発・ 上層の複合家族経営は、 田畑売買・高分けの進展および作徳小作地の増加という状況の中で、名子・小作人等が 依然として農業生産と農村共同体の中で中心的特権的 立場を維

ę' 課単位とした政策から、 営自立を進めつつあるという農村構造の変化を把握して、貢租の増徴を図ろうとしたものといえる。ここで大量に増設さ の農村構造の変化を把握するためには、石高所有の移動を追認して役家を増設する役家制度改訂では不充分である。 租増徴のための意義が大きく、本来の陣夫役動員組織としての意義は小さい。このことは、屋敷持層を役家として夫役賦 れた役家の中には、長期の夫役動員に耐えられない小家族小高持の小作農も多かったことを考えれば、 農村構造変化の把握は、 高田藩は、 知行地の禄米制への切り換えに対する不満が、 石高所有を基準として貢租夫役を負わせる政策へ転換を図ったものといえる。 幕府による天和検地においてようやく実現した。 越後騒動を一層激化させ、 延宝九年に綱吉により改易され 改訂後の役家は貢 しかし、 この時期 しか

1 拙稿「文禄慶長期の越後の検地」日本歴史三四七号

改易後、

2 新たに名請地を得たものを多数含んでいる。前掲拙稿 負担者は、土着帰農武士や豪農の他に、彼等の屋敷内百姓や小作人で の年貢負担者数の基準となっていることを示すが、慶長元和期の年貢 当地域の慶長元和期の地方年貢史料は、慶長三年の家数が、その後

3 つぎのように付記されている 相家は、慶長三年岩室村検地帳の場合には、 末尾の家数の部分に、

合屋甚六 桜井坊

地一・六九石をもち、自立性も強く、元和期には本家に代って年貢晋 名子よりも自立性の強いものが指定されたものであろう 任者になっている。前掲拙稿。 相家甚六は、屋敷名請人桜井坊の屋敷内百姓であるが、自己の名請 寛永の相家も、本家に隷属しながら

4 期から急増する。年貢皆済目録にある役家数は村高とは比例せず、二 ~三〇石以下の村の中には役家のないものもある。しかし、これは 高田滞領各村々では、年貢皆済目録が慶安期以降増加し始め、寛文

> えた史料の範囲でこのように述べた。 高田藩の村切りと新田検地を合せて検討し直す必要があり、一郡ある いは一地域では石高と比例している可能性もあるが、現在筆者の知り

制度の名子家とは異なる。名子家は、役家等に隷属する血縁非血縁の 関係にある隷属農民を呼ぶ名称であり、政策的基準で指定された役家 百姓を名子とし、役家制度の名子家とは区別する 被官百姓である名子の一部にすぎない。本稿では、かかる一般の被官 この時代の越後では、一般に名子という語は本家百姓等と小作徭役

朝尾直弘『近世封建社会の基礎構造』一〇八~一一〇頁

拙稿「越後の天和検地と小農自立」地方史研究一一三号

松井仁右衛門は魚沼郡担当の郡奉行である。 拙稿「松平光長高田藩の藩政機構について」日本歴史三二六号。 「延宝五年御用留」、北魚沼郡堀之内町、宮家文書。 松井治兵衛

8 7

『訂正越後頸城郡誌稿・下』一一三〇頁

(10)

一 天和検地の実施

ち、天和元年役家銀が廃止された。 (一六八二)年四月から七月までの間に検地を実施した。翌天和三年五月付けで各村に検地崛延宝九(一六八一)年六月の松平光長改易後、幕府は遺領四郡約二六万石を幕領に編入し、 年検地帳にもとづき名寄帳を作成させ、 この検地の結果が、 翌天和三年五月付けで各村に検地帳を下付し、 幕末まで村落支配貢租賦課の基準とされた。 四人の大名に命じて、 天和四年に天和 また検地 天和! に先立

)われ® 農政担当老中を設けるなど農政への力点が強く置かれた。とく小作百姓・家抱等を分付記載の形で登録・把握」する検地を、 たの して実施した 水吞への分解を基本とする農村の動向を把握して、 すでに幕府は、 各藩は実施の前に何回も説明を受け、 連の 農村支配方針を転換し、寛文延宝期には、 と検地の最初に位置している。 ® 相互に綿密な連絡をとり、 検地条目は二九条からなり、 「現実に進行しつつある農民層の分解に伴う地主―小作関係を容認し、 とくにこの高田領検地は、 農村での商業経済の浸透によって進行しつつある高持百姓と 畿内先進地を始め各地で実施した。 現場には幕府の延宝近江検地資料を携行させられ この期の幕府検地 天和~元禄期に、 条目と同 綱吉初政においては、 幕府が大名課役と 趣旨のものとい

隣の村や領内他区域と対照しながら行い、 砂田など、 に全区域を丈量し直した。 もそれぞれ基準を設け高入れし、 高田 中・下であったのを、上々・上・中・下・下々の五段階を基準とし、 [藩時代には全領一斉検地はなく、 畑には山畑切替畑などの低生産力の田畑石盛も行われ、 これまでは六尺三寸竿であったが、 慶長以来光長藩時代にも認めていた多量の除地は、 新田検地も知行地・蔵入地ともにその都度個々に実施したが、この検地で 屋敷は上畑の石盛であった。 六尺一分竿を用い一反三〇〇歩で、 地味用水日照傾斜降雪田畑外の 耕地の状態によっては、 山林山畑草山も高入れし、 寺社名請地の一部をのぞきほとんど 五段階の下に田 石盛は田 青苧・楮・漆・ 稼ぎなどを考慮 畑とも従 には山 塩田等 は精密 来上 近 H

第9表 天野沢村天和2年高持と天和3年給地名請人の比較

第2表 天野沢	阿大和2 ℃	ド間持と大和	日3年検地名請人の比	/較
天和3年檢	也名請人		天和2年(検地前	前高持
名 請 人	所有高	屋敷面積	名 前	所有高
七兵衛	32.00	反 畝 步 1.7.23	左に同じ	51.63
伝左衛門	12.22	5.12	11	18.70
角左衛門	1.21	2.20	"	1.20
徳 兵 衛	39.20	1.0.12	"	60.55
八左衛門	16.10	5.00	"	22.71
喜左衛門	17.07	6.20	"	29.09
小兵衛	11.08	5.06	"	14.44
市兵衛	12,38	3,29	"	19.87
半 十 郎	18.78	0.10	"	24.66
		1.2.17		
儀 兵 衛	20.26		左に同じ	26.66
三郎左衛門	8.07	5.18	"	13.34
四郎右衛門	18,35	6.10	"	26.03
武左衛門	14.45	2.05	"	20.96
庄 八	0.06		中村重兵衛分庄八	5.44
八郎右衛門	14.83		中村八郎右衛門	24.76
吉右衛門	9.97		中村吉右衛門	17.37
孫左衛門	15.30	5.18	庄 次 郎	0.14
小兵衛名子 長助	1.13	4.20	総左衛門	22,85
重 兵 衛	3.31			
門十郎	0.08			
勘兵衛	0.03			
七兵衛名子 茂兵衛	0.47	2.05		
半四郎	0.08			
八左衛門名子利右衛門	0.29	2.14		
半十郎名子六左衛門	0.36	4.01		
吉左衛門	1.02	1.1.10		
庄 五 郎	0.20			

天和3年村高267.4石,天和2年検地前の村高400.4石 塩沢町君沢 細矢家文書

を名請したが、

天和四.

年

名

兵衛の父吉左衛門が屋敷持高が大幅に減少した。

地

寄帳では、

両方とも儀兵衛

名請に直してあるので、

三人が屋敷を名請したことは、検地後二人をのぞき一地直前の村内一五人の高特擬装したものとすれば、検

きく減少したこともあって、 (塩沢町)のように名請人 数が増加した村が多い。天 数が増加した村が多い。天 んだ南魚沼郡などは、

平地との釣合上、

藩の用いた実高と比較するとむしろ滅高となっ

一基準で精密に丈量がなされた結果、

山間

地や早くから開

発と新

田検地

 \bar{o}

った村が多い。

か

この

検地では、

全藩領に同

の検地では、

同

1居家族や名子・小作などで、

耕

地名請を認められて新たに高持になっ

たも

のが

多

その結

果、

第

般百姓の名請地にした。

光長藩末期には、

表高二六万石余、

実高三三万石余であっ

たのが、

この検地では三六万石余

になり、天和三年屋敷持は、天和二年村内高持数より三人の増加である。

天和三年の長助から下の吉左衛門をのぞく九人のうち、茂兵衛・利右衛門・六左衛門・庄五郎の四人は、

和元年史料に高不持百姓と記してあるので、名子が小作地の一部か自分の新開地を名請されたものであり、長助は天和二 名請によるものである。 づけられた。残り四人は、天和二年の全村内の持高家族名年齢を記した史料の中に名前がなく、のである。 年には小兵衛の同居姉婿であったのが検地で分家名請したもので、名請後も名子と分付けされ、 記載された村が多い。したがって、天和検地での名請人数増加は、 衛門と吉右衛門が、天和三年に中村と付記してない。天和検地帳には、このように入作者と推定される零細名請人が多数 る旨を記さないことが多く、この村でも、検地直前の天和二年史料には、隣村中村の百姓であることが付記された八郎右 一般的には天野沢のように同居家族・名子・小作等の 天和検地では入作者であ 本家への徭役労働を義務

① 弘前藩主津軽信政、飯山藩主松平忠俱、松代藩主其田幸道、諏訪藩主諏訪忠啃。

- 弘前藩庁日記天和二年、弘前市図書館蔵。
- 藤野保『新訂幕藩体制史の研究』四九三~五○九頁。
- 所収。藤野保氏前掲書五二三~五三○。
-)藤野保氏前掲書五九〇、六一七頁。大森映子氏前掲論文。における民族と国家』一九七八年刊所収。 大森映子『大名課役と幕藩関係』歴史学研究別冊特集『世界史認識

(5)

- 拙稿「越後の天和検地の実施と検地役人」新潟県史研究3.産単色は前羽型五才(「ブー七耳」ブネリラビ前れ温文
- ◎ 天和~元禄期幕府検地について、「幕府は一方で可能な範囲での高⑧ 拙稿「越後の天和検地と小農自立」地方史研究一一三号。
 - ② 天和検地では、多数の同居家族や名子の新名請があるにもかかわら 下和検地では、多数の同居家族や名子の名請を実施する中で、一部に隷属関係を明記するこ 同居家族や名子の名請を実施する中で、一部に隷属関係を明記することを認めて、上層手作経営が徭役労働を確保しようとする立場を認めて、

滅を示すという形で巧妙に表現されている。の幕府公認村高の右肩と左袖に、小字の付箋で、高田藩の実高との増の幕府公認村高の右肩と左袖に、小字の付箋で、高田藩の実高との増よう配慮していた」(大森映子氏前掲論文)という事情は、検地帳末の打出しを計りながらも、他方土地の実情を無視した石盛付にならぬの打出しを計りながらも、他方土地の実情を無視した石盛付にならぬ

拙稿「天和検地」小村弌編『近世越後・佐渡史の研究』所収

⑩ 南魚沼郡塩沢町君沢、細矢家文書

10

天

親柄村。

<u>一</u> 五

岩の

・ 庄屋半兵衛は可働

年齢者八人を有し典型的

な複合家族手作経

営である。

魚沼

山

間

地では、

耕

地

実

面

積

基本的には変らなか

た

天和検地以後における農村構造の変化

Ξ

検地施行直後の状況

a

は個 二三間で二一・四パ 人や馬を擁する手作経営が存在し、 天和検地直後の農村構造を、 くに各村の上層は多数の家族を擁しながら、 貞享二年堀之内組中条村々宗旨御改帳で現在の北魚沼郡広神村に属する一二カ村の家族構成を示 両郡全体では、 「々の家族構 同居家族 (天和元) 0 成の上から農村構造を検討できる。 名請が実施された後も、 家族 年改易後貞享二年まで魚沼・頸城はともに幕領であり、 1 . 七 ントもある。 一○人以上の家の比率がもっと多くなる。 全体としてみた家族数の大小がある程度経営規模と相関関係をもつと前提すれば、 下層には小作経営と思われる下人を放出する小家族経営が存在し、 次節に掲げた魚沼・頸城両郡の村々の、 半数以上の経営が傍系親 ほとんど全部が馬を有する。 全戸の平均家族数は七・四七人で、 この表でも、 族または奉公人を含み、 この表からみると、 貞享三年から頸城郡の一 天和貞享期の平均家族数はこれより多い 般的に村の中層以上に 一〇人以上の家族を有するもの 上層には複合家族で年季奉 天和検地である程度名子 したの 部 検地以前の構造は が稲葉氏領となる。 馬 が 第 が が多い この表 が、 ع

75 三表の一二村中にも含まれる。 つぎに、 五表に示した。 北魚沼郡 の親柄村 ずれも魚野川と破間 (広神村) と大石村 川の合流する小盆地の山麓にあり、 (堀之内町)について、 天和三年持高と貞享二年家族構成を対比 関東街道の宿場堀之内に近い。 親柄村 して第 は

衛門は は検 地 握上 の 面積よりも相当に広いのが普通で、 五九石で無屋敷だが、 加左衛門は貞享二年史料では杢左衛門の同居の父であるから、 半兵衛の経営面積二 一町三反は実際には三~四町歩 グだっ 天和検地では高分け分 たであろう。 杢左

第3表 北魚沼郡中条村々家族檔成表 貞享2年

家族数	I 当主とその直 系親族および 当主の未婚の 弟妹の範囲内 のもの	Ⅱ 当主の直系親 族の他に傍系 親族族族を含む もの	Ⅲ Iに奉公人を 加えたもの	Ⅳ Ⅱに奉公人を 加えたもの	合計	合計の中 で奉公人 を放出す るもの	合計の中 で牛馬を 所有する もの
人以下 3	舒	軒	醉	軒	軒	軒	軒
4	15	2			17	4	1
5	6	4		1	11	2	3
6	10	7			17	1	5
7	2	7		1	10		2
8	3	9		1	13		7
9	3	6		1	10	2	6
10	2			2	4		4
11		2		1	3		2
12	1	4			5		5
13		2		1	3		1
14	1		1	2	4		4
15				1	1		1
16		1			1		1
17		1		1	2		2
合計	49	45	1	12	107	9	44

この中条村々は、現在の北魚沼郡広神村に属する横瀬村・長堀新田・下田村・親柄村・小平尾村・栗山村・金ケ沢・田中村・赤石村・権四郎新田・五右衛門新田・真平新田の12ヵ村である。貞享二年堀之内組中条村々宗旨御改帳・北魚沼郡堀之内町宮家文書。

第4表 北魚沼郡親柄村・天和3年(1683)石高・貞享2年(1685)家族労働力構成対照表。 砂は屋敷名詰あり。

名 前	天和3年 所有高	家族数	15歳以上 60歳以下	下人女	数	馬	備考(主	な同居人および屋敷その他)
庄屋半兵衛	⊕ 25.58	10	8 8	下人2,	人 下女1	頭	弟夫婦,	義子
与四左衛門	② 14.62	8	6				甥夫婦,	屋敷二ヵ所
甚 兵 衛	① 13.52	7	4					
杢 左 衛 門	11.59	10	5	下女1		1	弟夫婦,	無屋敷他に父名儀の名請地
又左衛門	① 12.22	6	6					
半 助	⊕ 5.93	5	4					
千 助	0.53							
加左衛門	1.15							

越後国魚沼郡親柄村御儉地水帳,堀之内組中条村々宗旨御改帳,北魚沼郡堀之内町,宮家文書。

第5表 大石村・天和3年石高貞享2年家族労働力構成対照表。 砂は屋敷名請あり

					, mar
名 前		发 50歳以上 60歳以下	下人数	馬	備考 (主な同居人その他) ()内は年令
平兵衛	⊕ 10.21 石	人 5 5		項 1	甥独身
次郎右衛門	⊕ 18.85 I	4 10	下人2,下女1	1	甥夫婦
甚右衛門	⊕ 11.18	7 6		1	甥夫婦
藤左衛門	⊕ 10.21 I	1 8		1	弟夫婦(45, 36)その子二人(20, 2), 甥(27)。
惣右衛門	① 9.33 I	1 8		1	弟夫婦(42, 38), 長男夫婦次男夫婦
山三郎	⊕ 10.95 I	2 9	下人3,下女1	1	当主34歳, 叔父夫婦(49,42)と子一人。
名子藤右衛門	0.03	2 2			次郎右衛門名子, 甥(26)田戸村へ下 人(1年季)に出す。
名子新左衛門	0.22	4 3			次郎右衛門名子,寺に住居。甥同居。
三右衛門	0.01	9 7	下人3,下女1	1	切替畑のみ名請
五郎右衛門		7 5			長男独身,次男夫婦。三男(26)下人 (3年季)に出す。
半兵衛	0.47				
六左衛門	① 10.12				
市右衛門	⊕ 9.39				
惣左衛門	1,33	-			
天宗寺	7.94	AAA AAA			
清 三 郎	0.02	A			切替畑のみ名請
八兵衛	0.04	***************************************			"
喜 兵 衛	0.01				"
九左衛門	0.04				"
三郎兵衛	0.01				"
甚 三 郎	0.00				"
七兵衛	0.02				"
彦 五 郎	0.01				"
与右衛門	0.02				"
庄右衛門	0.00				"
佐十郎	0.01	-			"

天和3年越後国魚沼郡大石村御岭地水帳,貞享2年堀之內組大石村宗旨改帳,北魚郡堀之內町,宮家文書。

から、 全部が しなが 文末~延宝期 地帳内の 前がなく名請高はほとんど 歳の可働年齢者一〇人を擁 馬は宿駅堀之内との関係 以上の中に複合家族がある。 したものである。 門〇・二二石を抱える。 衛門は、 考えられるが明確な史料 の擬態をとったものであ 女一を抱え、 大石村。ここでも一〇石 千助は宗旨御改帳に 新 千助は入作者が名 Š 〇三石と名子新左衛 一年季奉公人男 新田分五石余は寛 H 八・八石の次郎右 分にあり、 なお名子藤右 の開発で 一五~六〇 ある 百 検 藤

とから、 天和以前の名子のように、次郎右衛門とのみでなく他の高持との間にも小作関係を推定し得る。

石を定入作と記して、二人の他村百姓に小作させたことを示す部分と、 方、天和四年小栗山村(南魚沼郡六日町)名寄帳の末尾には、庄屋勘左衛門名諸高一七石余のうち一五筆合計の 本田百姓の新田での持高を名寄した部分が付け 加

での上層農民名請地もまた、 えてある。二つの綴じ加えた部分は、鑵跡や体裁からみて名寄帳とほとんど同時期に作成されたと考えられる。 手作地のみではなく、 他の農民の小作地を含む場合があったのである。

零細名請地または小作地―徭役という関係を結びながらも、 他 を認められた場合も名子の新開地の場合もある)-徭役、または小作地-徭役という形で完全に縛られるものではなく、 1の高持の小作地を求めたりして、少しでも独立生計と独立経営に近づく形をとっていた。 大石村の二間の名子のあり方を考えると、この時期の名子は、 保有労働力の完全燃焼を求めて他に年季奉公人を放出したり、 特定の本家に対して、 零細名請地 (小作地の一部の名請

下女を含む九人の大家族になっている。 いう形の零細名請人は山間地の天和検地帳には多い。三右衛門は天和三年にはわずか○・○一石だが、貞享二年には下人 ・一石未満の切替畑のみ名請で貞享二年宗旨御改帳には名前がないので、 天和三年には他の親族の名請になっていた高を、後で三右衛門の名にまとめたの 入作者が新開畑を名請されたものである。こう

五郎右衛門は天和検地では他の名前で名請されたものであろう。一石未満名請人が一二人もあり、このうち一一人は○

二〇石以上所有の村落上層が、 た天和検地帳に出現した一石未満名請のような零細名請人は、 この二村の史料と第三表から、 複合家族形態で、 つぎのことが結論づけられる。 とくに魚沼郡では馬耕をとり入れて、手作経営を維持していること、 小作地で経営地を補い年季奉公人を放出し、 すなわち、 天和検地直後の魚沼郡では、 一〇石あるい 中には、 は

である。

小栗山での天和検地の名請は、

複合家族の手作経営と名子層の徭役労働小作地経営との関係からなる基本構造に大きな変

上層農と徭役関係につながれ上層手作経営を支えているものもあること、 この結論は、 さらに次節で、 天和検地前から元禄期にいたる史料を分析する中で、 単婚小家族経営がまだ支配的となるに至って 魚沼・ 頸城両郡

b 元禄期における家数の増大と単婚小家族化の進行

体においても同様であることが証明される。

在するが、 有無を確認する史料がないものである。 第六~九表に、 天和検 史料で確認しないものは庄屋を記さなかった。 村高・役家数・名請人数・家数および一戸平均家族数を表示した。 とくに元禄期における農村構造の変化をみるために、 **窓文延宝期の皆済目録にある役家・名子家の他に、ほとんどの村は庄屋が一** 天和前後に連続した史料を有する村について、 この表で牛馬について記さないものは 間

は助郷や宿場輸送業務との関連が考えられるが、魚沼郡全体にこの時期馬が多く農耕にも利用された。③ 年の人別万書上帳によれば、 小栗山 延宝九年には、家数二一間一戸平均人数九・四、村総馬数二八牛数四だが、各家毎の史料はない。 (六日町)。 関東街道の要地および魚野川の船着場として中世から栄えた六日町から、 「御大名衆様御通リ之刻 ハ六日町五日町両宿場へ助人馬出し申し候」とあり、 Ŧ. 貞享元 (一六八四) 丰 12 この村の馬数 程 位の距 離 にあ

び開発されて今新田一八三石余として、小栗山三二五石と別になり、 で名請人は一人増にとどまった。 り) 二一間、人数一七三人で、一戸平均八・二人となり、 変化なく、名子・小作人等の新名請人は別帳になっている新田分で増加した。ついで貞享元年には家数 天和四年には村高三二五石、名請人二七人そのうち入作五・寺一で、 検地前五五七石あった村高のうち、二○○石前後は新田検地後荒地となり、 まだ複合家族形態が中心であった。 小栗山村の田畑高は天和検地では実際にはほとんど 村内名請人は二二人となり、この村では天和 家数の変化からみる限 (本百姓と付記あ 延宝末年再 検

	年 代	村高	家数(役家数・名請人数)・馬数	1 戸平均家族数
小栗山村	冤延延 天貞 元 14	557.4 // // 325.8 325.8 345.7	足役家 7, 名子家 3, 庄屋 1	9.4 8.2 4.7
思川村	天和 1 天和 3 元禄 12	110.4	高持10 名詣人12(その内屋敷名請人 8) 家数22	5.0
田中村	天和 3 正徳 5	182.0	名請人24(その内屋敷名請人10) 家数30, 馬20, 牛 2	5.8

- (参考資料) 〇寬文五年「辰之年小栗山村万納方皆済状之事」,延宝八年「未之御年貢米万納方皆済目録」,延宝九年「魚沼郡六日町組小栗山村御指出之事」,天和四年「六日町組小栗山村名寄帳」,貞享元年「越後国魚沼郡六日町組之内小栗山村人別幷万書上帳」,元禄十四年「六日町組小栗山村村鑑帳」,南魚沼郡六日町小栗山山田家文書。
- 〇天和元年「魚沼郡塩沢組思河村万御納所方庭帳」「松平肥後守預所越後国魚沼郡思川村天知三 玄高入宝暦七丑高入文政元寅高入高反別小前帳」,元禄十二年「宗旨改帳」,南魚沼郡塩沢町思 川河野察文書。
- 〇天和三年「越後国魚沼郡田中村御岭地帳」,正徳五年「越後国魚沼郡塩沢組田中村同新田差出」, 南魚沼郡塩沢町南田中南雲家文書。

子 化 婚 検 0 寺 数 六 と 耳 である。 天和元年には高持 5 社 湿家族中]居家族 間 は 0 宿 拁 をのぞくと一戸平均家族数四 元 が 思 内名請人であることが確認できるが 禄 二人(そのうち屋敷持八人) 場六 八六人 組 名 Ш が な 元禄四年七石八斗、 元禄 牛 頭 その後彼等が自立する契機となった。 あ 請 įν Ħ 村(塩沢町 、まま、 程雕 日町 心 5 匹 地 四 一二(一六九九) の構成に村全体が変化した。 名子等の名請 にしたも 【人の (そのうち僧四人) (1七01) 庄屋 との 礼 小 百 無屋敷名請 ् 作)関係 1姓が • 緋 〇 人 のである。 抽 六 地 寺 一 合計· 年には、 日 四 0) が考えられ 条件も小栗山 I O 間 を認 元禄七年一二石余の新 年宗門改帳と対照すると、 町 天和 部 のすぐ 人のうち寺を含む三人 も増 める方針 P だが、 馬 六。 新 三年検 本 数 家 開 七人となる。 南 加 で名請人二人増 間。 五二・ ح į 四三頭となり、 地 0) でをとっ 天和検 を小作 宿場 で 地で 同 急激 様である。 馬 一人は村 名子 村総人 は名 塩沢 0) 急 たこ 地 K ٠ 単 名 か 田

īE

一徳元(一七一一)年には、

村高は増減ないまま本家一一、

名子四、

村総人数一

五四人、

内か入作かは不明なので、 結局検地前の高持数から天和検地名請人数へは一ないし二の増加となり、 村落構造に大きな変

化

はなかっ

五間、 婚家族化という大変化を示した。 和検地では村の構造に大きな変化がないまま名請人の微増で終ったが、貞享から元禄一二年の間に、 依然として大家族手作経営の形をとどめているが、村全体としては家族数七人が四間、六人が二間、 九石名請の忠右衛門は、 ところが、 三人が三間、二人が一間で村平均は五・〇人となり、単婚小家族化の方向に向っている。 元禄一二年には家数二二間となり、 元禄一二年には家族数一〇人で、そのうち一五~六〇歳のもの六人(そのうち下人下女三)で、 わずか一六年間に天和検地名請人から一○間も増加した。 この村も小栗山同様、 五人が六間、四人が 家数の大幅増加と単 天和三年二六

が、 異なる。 正徳五(一七一五)年には、 一中村(塩沢町)。 魚沼盆地とは異なり、 塩沢から二キロ程南の街道沿いの田中村では、 第七表にあげた北魚沼郡は、 村高は同じで家数三〇間、 谷が深く寒冷で地形も複雑で小集落が多く、 村総人数一七四で一戸平均五・八人、馬二〇・牛二である。 天和三年名請人二四 (そのうち屋敷持一○) 元禄期の傾向が若干 であった

係の荷継場にあてられたことによる。 平均一一・五人という延宝期の家族数と、 地では名請人の最低持高が五石余で、名請人数は全く増加しなかった。元禄七(一六九四)年、 本百姓一〇間に対して、 本百姓一〇・水吞二で村総人数一一〇人となり、 芋川村(湯之谷村)。 魚野川の支流で福島県境から流れる佐梨川の谷間にあり、 馬耕を中心とした作業体系で経営が維持されたにしてもやや多いが、 馬一戸平均一・二頭は、 家数は五間増加し、 やはり複合家族手作経営の優位を示している。 高持も三間増となった。 宿場堀之内から一四キロ程である。 これはこの村が上田 元禄七年の牛馬二 村高は天和と同じままで、 頭 銀 屲 戸 関

総馬数は一三となった。 戸平 127

第7表 第文延宝期~元禄期各村家数家族数の変化。北・中魚沼郡

No. 20 April 100							
	年 代	村 高	家数(役家数・名請人数)・馬数	1戸平均家族数			
芋川	宽文 12 延宝 9 天和 3	104.0 104.0 103.0	役家 2, 名子家 1, 庄屋 1 役家 4, 名子家 2, 庄屋 1, 馬 9 名請人 7 (その内屋敷名請 7)	11.5			
村	元 禄 7	// //	本百姓10, 水吞 2, 馬25	9.1			
	正徳 1	"	本家11, 名子家 4, 馬13	10.2			
三池村	天和 1 天和 3	77.9 89.1	役家 6, 名子家 2, 庄屋 1, 馬 4 名話人10 (その内屋敷名話 9)	7.8			
芦カ崎村	延宝 7	59.4 // 77.8 //	本家12 本家12, 名子家 1 名計人22 (その内屋敷名計16, 無屋敷寺 1) 本家17 (その内寺 1) 馬29 本家17 (その内寺 1) 馬20	7.9 8.8			
	元 禄 5		本家17 (その内寺 1) 馬20	0.0			

- (参考資料) ○寛文十三年「子之年御年貢米皆済目録」,(前欠)「午之皆済目録」,延宝九年「御 公儀様御尋ニ付差出申帳」,天和三年「越後国魚沼郡芋川村御検地水帳」,元禄七年「越後魚沼 郡小出嶋組芋川村差出帳」,正徳元歳「越後国魚沼郡芋川村差出シ帳扣」,北魚沼郡湯之谷村芋 川星家立む。
- ○天和元年「越後国魚沼郡広瀬郷下条ノ内三池村郷帳掛」, 天和三年 「越後国魚沼郡三池村御倹 地水帳」, 北魚沼郡広神村並柳仲丸家文書。
- ○延宝五年「辰之御年貢米納方皆済目録」,延宝八年「未之御年貢米万納方皆済目録」,貞享五年 「越後国御代官所郷鏡帳ひかへ」,元禄五年「妻有組芦カ崎村有来品々書付指上帳」,中魚沼郡 津南町芦カ崎大口家文書。

とに 名 5 턥 Ш 均 0 わ 朴 K ことは、 合 を提供させていた庄屋に対して、 E 稲 귤 災 家 ず を名請され、 請 0) કુ 增 家族 になる。 八人 池村 である。 になっ 為新 族構 人は一〇人で、 天和三年に 利 来 加 刘 か つ使用を許されてい 用され 手作 K 各村で (広神 複合家族手作経営の優位 た ゟ 間 置 田 成 家 来申 が 元禄七 0 経 0 (広神 %族員数 た馬 戸平 にまだ一戸平均〇 增 営として、 大きく変化したとは考えら 村。 は 庄 加 7 候 -均家族 !の減少が家族労働力増 年よりも 屋 村 で 0 村高 天和 とある。 は 他 検 کے かゞ 0) 村 汇 地 天和 は本 数は 、た人足 内内 元年 宝永三(一七〇六) 支配下 元禄六年 新 前 馬 0 名 0 ح 役 請 無 Ħ Ó が 元年 滅 は 家 村 Ö) 0) 高 新 人 中史料⑤ 八六頭の 役家の労役を特権 が 0 高 少 はまだ続 名子等 Ó \mathbf{H} 制 名子二人 度 合 七 し 間 ど 戸平 人增 計 七 増 た は 田 10 ょ が から徭役労働 打苅 0 n 八 石 加 加 年 馬 な 均 九 家 で V れ 加 L 1 補 を有 た 家数 7 とも Ł ŧ 銀 敷田之草 7 ば、 U 石 数 たが ٤ Ш 年 耕 九 わ と複 八人 農 筧 地 な 誾 れ は た Ĺ が 間 屋 た 廃 永 か

して与えたものだが、 北魚沼郡では、これが元禄期にもまだ特権として庄屋の手作経営に使われていた。

信濃川

「の河岸段丘と小支流の谷間に集落があり、

やはり豪雪地である。

馬七頭・一戸平均家族数九・九人、 意義も無視できず、ここでも馬耕をとり入れた複合家族手作経営の優位が推定される。 あることが確認できるが、残りの一石未満の四人については分らない。 六と寺一が、 一三頭・一戸平均家族数八・七人、 (津南町) から、 戸平均家族数一二・三人である。 七に対し馬が二九頭もあり、馬の多いことは、信濃川沿い飯山道の荷物輸送との関係も考えられるが、 芦カ崎村(津南町)。 村総人数一五○人で一戸平均八・八人と増加し、馬は二○頭に減少したがその分だけ家族数が増加した。 天和検地で、 の他村も同様の傾向で、 そのまま貞享五(一六八八)年に本家とされた。 名請人二二人でそのうち屋敷持一六・屋敷なしの寺一と名請人は急増したが、そのときの屋敷持一 中魚沼郡最南部で信濃境に近く信濃川の河岸段丘にある。 元禄五年魚沼郡妻有組寺石村有来品々帳によれば、寺石村は高二八石・の 足滝村は家六間・馬六頭・一戸平均家族数一一・三人、穴山村は家三間 越手村は家五間・ 馬五頭・一戸平均家族数一三・六人、羽倉村は家一○間(神主一)・ 天和検地の無屋敷名請人は、 貞享五年には、 延宝七(一六七九)年の本家一二・名子家 元禄五(一六九二) 一戸平均家族数七・九人で、 一人が入作で、もう一人が寺で 農耕馬としての 年には家数は変 家一五間 ・馬二頭で、 この地 で馬 域

平均家族数一二人となり、家数が増加し馬の減少と家族員数増加があった。 戸平均家族数八・四人で総馬数三七頭であったのが、 この後の変化を追うと、元祿五年の芦ヵ崎村と枝村小下り・石坂・城原・百合草窪との合計で高一九四石、 享保九 (一七二四) 年、 同じ五ヵ村で家数四一 間、 馬 七頭、 家数三五間 一戸

野部で乏しいために、 第八・九表に頸城郡の史料を表示した。 中頸城郡南部や東・西頸城郡の分析により、 高田藩域農村の研究に当り、 頸城郡全体の傾向を推定せねばならない。 初期の史料が高田藩領 の中 心部である中 頸城郡平

会沢村(東頸城郡松代町)。

東頸城郡松代・松之山盆地の最奥地にある。

天和元年以後元禄期まで幕領であった。

129 (129)

天和検

第8表 寛文延宝期~元禄期各村家数家族数の変化 東輻城郡,中頸城郡東部

	年 代	村 高	家数(役家数・名請人数)・馬数	1 戸平均家族数
会沢村	延延天元禄 元 元 征 5	8.6 少 7.8	役家 1 役家 2 名詰人 2 (その内屋敷名請 2) 高持 3, 高不持 6 家数 9	8.6 6.0
六万部村	正 © 文 11	185,3 // 273,1	本家 6 本家 9, 名子家 3 名請人15 (その内屋敷名請15) 高持百姓17, 名子 6, 寺 1 牛馬なし	5.1

- (参考資料) ○延宝九年「越州頭城郡松之山順見帳会沢村」, 天和四年「越後頭城郡松之山会沢村衛検地名寄帳」,元禄十五年「松野山北組会沢村当午諸夫銭入用割賦帳」,正徳五年「越後国頭城郡松之山北組会沢村宗旨御改帳」,東頸城郡松代町会沢小野島家文書。
- ○延宝七年「午之納御年貢皆済目録」,寛文十二年「御年貢皆済目録」,天和四年「頭城郡美守郷 六万部村御検地名寄帳」,元禄九年「頸城美守郷六万部村指出シ帳」,中頸城郡吉川町六万部 石野家文書。

早く 名請 で り、 SIZ TF. か 0) 持 得 後 が ۲ 圳 る 加 本 族 述 坞 徳 ŧ 六 が 3 と多 n で 直江 万部 数 『家族数は六・○人と減少した。 は 家 五 λ 0 畑 0 it か Ŧi. 村 寒冷 5 人組 人増えて高持が三人となり、 元禄 大濁村で、 地 が か 高 名 九 わ ※無高 人は屋敷を二つ名請 約 請 觪 津 村 を多く有する複合家族手作 7 七 発さ 天和 人は の構成員である。 地 八 名子家三であ か 柏 (中頸城 人で複合家族である。 八 崎 村 でありながら諸夫銭のうち一 五(一七〇二) 0 五)年には、 石の ため低く石盛 ħ 間 高 検 八石余で二〇人の 七 五人で三人増加した。 地では、 0) 都吉川 增 慶長検 街道 . 加加 八 九 に対して、 5 に (町)。 年には、 火地帳も たが 近く、 家族 石 名請人は屋敷持 村 してい で、 がなされ、 う つ 中 は変らず 頸 天 あ 直 る。 江津港 その 名請 和 戸平均家族員数は八・六人である。 村高 3 城 延宝期 家族を擁した経営と対比して考え 経営とみ か 検 郡 か g 5 実際は 他 東 が 延宝と比較 地で村高二七三石と大幅 九間である 人がわずか三人増であっ 延 六文~二八文を負担し、 にまで 宝六年に 北 から役家であっ K 天和と同じで○・ が二人だけだが 五人全員が屋敷名請 部 ż 無高が六人も出現 山 間 耕 は 0 きて 地 地 海 は 0 六 K が ため 近 あろう。 「積も生産 て岩干 丰 村 村 口 い た二 持 高 程 小 0) 六石の 盆 高 滅 で Ŧ. 間 戸当り 高 ぁ ح 少 は 八 地 んであ とも した。 た K Ŧ. Ž K 0) 少 八 t 增 そ 高 点 石 あ ĺ١ ŧ 石

今泉村(上越市)。

頸城平野の中央にあり、

人と急速に単婚家族化し牛馬はない。 元禄九年には家数は二 一四間と急増し、 その中に無高名子が六間も含まれ、 村全体の一戸平均家族員数は五

増加し、 営が解体しつつあるかにみえるが、元禄九年の一戸平均家族数一一人であり、 最高であったが、 藩は頸城南部に煙草作を奨励したと伝えられ、 三間のうち一五人以上が六間もある。元禄九年にも、 名子家四となり、 いと考えられる。 大濁村ではあまり栽培されなかったらしい。 大濁村(新井市)。 一石未満が一〇人、一石以上三石未満が五人と、零細名請人が多く、これらの零細無屋敷名請人は入作名請人が 延宝七年の本家一五・名子家四から、 天和三年屋敷持一八人、さらに元禄九年には家数二三間と、 天和検地では最高が八・四石である。また家数からみると、 元禄九年には、 天和元年以後幕領となり、 天和の屋敷名請人から五間増加し家数二三間となる。寛文四年には村内で二五 第一表に示したごとく、ここでも新田開発が進み、 天和三年名請人三〇人(そのうち屋敷持一八人) 正徳五年明細帳には出ているが、 貞享三年から元禄一四年まで稲葉氏高田藩領となる。 なお典型的な複合家族形態を残している。 家族数二〇人が一 寛文四年の家数八間が、 しだいに家数が増加して、 その後の史料には全く出てこないので、 間、 へと大幅に増加した。 天和検地で村高が一〇石 寛文延宝期に、 九人が一間で、 延宝七年本家 複合家族手作経 九 高 多 田

預かり高になっている。 名請人二三人(そのうち屋敷持一七)であったが、元禄四年には高持二六人となり、このうち二一人は天和四年と名前 一致し、そのうち一石未満が二人であとは二石以上である。二六人の他に、二人分の高が、 乙吉村(新井市)。 天和元年以後幕領、 ここでも貞享元禄期に、 貞享三~元禄一四年まで稲葉氏領。 すくなくとも五間の家数増加があった。 頸城平野西南端にある。 何かの事情で三人の分け持ち 天和四年名寄帳では

用稼も考えられる。 状況は不明だが、 村 高は五四一石から七三一石へと急増、 貞享五年家数六二間のうち、 無田の五人組百姓が一一間もいた。 耕 地条件に恵まれた平地であり、 その後、 街道の運輸 元禄 一一年には高持は 商 業に 関

城下町高田と宿場町新井の中間にあり北国街道沿いである。

天和

地

	714	- >- >-	1 200 A 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	年 代	村高	家数(役家数・名請人数)・馬数	1 戸平均家族数
乙吉村	天和 4 元禄 4 宽保 2	315.0 ^在	名詣人23(その内屋敷名請17) 高持26 本家14,名子無田 6	5.1
今泉村	貞享 5 元禄11	731.0 731.0	家数62 (その内無田11) 庄屋 2, 本百姓37, 名子 2, 無田 7 馬35	5,6
桶海村	覧文 8 延宝 8 天和 3 元禄16	79.0	本家 7, 名子家 4 本家 9, 名子家 8 名請人28 (その内屋敷名請22) 本家13, 名子家11	9.0

- (参考资料) 〇天和四年「(乙吉村名寄帳)」, 元禄四年「越後国頸城郡大崎郷乙吉村銘々高寄帳」, **宽保二年「越後国頸城郡大崎郷乙吉村郷指出帳」新井市乙吉浅山家文書。**
- 〇貞享五年「越後国頸城郡大崎郷今泉村五人組帳」, 元禄拾壱年「越後国頸城郡大崎郷今泉村村 鏡」上越市今泉区有文書。
- 〇宽文八年「高附願書」, 延宝九年「皆済目録」, 天和三年「越後国頸城郡桶海村御檢地水帳」 元禄十六年「桶海村指上言上帳」中頸城郡妙高村桶海後藤家文書。

X 田

 $\stackrel{\sim}{=}$

町三反、

下

Þ 畑

Ш

町

'七反を占める。

経

構

成

ર્ધ

元禄 が

六年

戸平 下畑

- 均九・

依 が 七

|然として複合家族手作

営が多い

本

家

名子家一一となり、

家数は天和三年屋敷名請人から二

間 は

とどまる。

村高はわずか七

九石余で田

Ŧi. 畑 町

反畑三町二反だが

下 增 上

では、

入作は三人で持高合計四石余であった。

元禄

六年 海村

心

帳面

のうち何

人が入作か不明だが、

元禄一六(一七〇三)年桶

指上

影響 多数 検 地 は 逝 丙 開 隣 を受けてい 頸 t 台寺村(糸魚川 か の 一 城郡 な か れ か の宮村とともに伊勢神宮領であっ は、 2 早く た。 た。 海: 第 か に 市。 面 5 ○表に し 糸 て谷や 直 魚 津江港糸魚川 一示し Ш 扇状 か たごとく、 5 地 が 丰 >多く 港を通じて近畿北 口 程 寬永 発達 たため、 0 扇 状 į 六 地 役家制度も天和 中 扇 演 世 六三九 K 陸 か あ 先 5 進 华 年 落

ح

地

が 0)

名

譜

人三五人、

家数

九間

いから、

貞享元(一六八四)

年には高持四六

Ó

年 南 名 部 戸 間 桶 弈 請 も減 0 海 村 均 ||人は二八人(そのうち屋敷持二二人) 高冷な台地である。 家族 争 少 頭城郡妙高村)。 級は五 名。 子。 無。 田。 六人となり、 九間 延宝八年の本家九、 天和元年以後元禄期まで幕領。 と合計 村全体として単婚家族化し て総家数 と急増した。 名子家八から、 四 八 間 馬 無屋 中 Ŧ. 薂 て 天 唒 頭 和 ζÌ 名 城 7 部 る

サーハーレル みこかり markle as after 11.

第10表	菱 蓮台寺	・高持・家数の変化	
年	代	村高	名請人・高持・家数
慶長 3	(1598)	131.4	名請人36
宽永16	(1639)	157.2	家数 15 名請人35 屋敷持19
貞享 1	(1684)	"	高持 46
元禄 5	(1692)	"	(その内寺2, 入作3) 高持 51 家数 43 (五人組)
元禄13	(1700)	11	高持 53 (その内入作16)

K

以

Ĺ

0

各村

々

の例で示したごとく、

魚沿

頸

城

河郡

べ

元禄

なると一

斉に家数が著しく増加する。

家数

増

加

は、

魚 とも

沼

盆

地

0)

関

た。

帳では家 となり、

||数四

三間である。

元禄

慶長三年「糸魚川組之内頸城郡西浜蓮台寺村御 檢地帳!, 宽永十六年「高寄帳」, 貞享元年「山 田畑見出シ御年貢目録帳」元禄五年「蓮台寺村 五人組改之帳」、元禄五年「五ツ九分御物成帳」、 元禄十三年「五ツ九分御物成帳」、糸魚川市蓮 台寺区有文書。

街道沿

6

頸

城平

-野の

北国街道沿い

などでとくに著

たとえ

ば 東 期

沼郡

小栗山で

は貞享元年 般

-から元禄

四

年

K

四

I O 間

ક

加

数

加

は、

心に単

婚家族化を伴っ

Ť

įν Ö 間

た

Ļ

中 増

頸

城

都

東 加 頸 増 矛

(城郡

お

北魚沼郡

などの、

とくに深い

間 か

寒冷

地では、

家 南

中魚 浴郡 南 部 Ш 間 地では家数増 加さえみられず、 複合家族形態で馬を抱えてい

数 部 0)

増 B 家

が

3

5

れ れたも よび

0

の単婚家族化はみられ

寸

依 Ш L

然として複合家

元禄期に複合家族であっ 宗旨人別帳 等 Ö 人 口 た地域も含め、 家族 に関する史料が ほとんどの村 八世紀後半以降急増する が単婚家族中心の構成となる。 が 7

c 農村構造変化の要因と特徴

時期になると

誾

ᅏ 地 を問

わず、

ところ

が

魚沼 Ш

> 頸 以城両郡

かとも、

各村

0

形 熊

が支配的で、

信濃境に近い

前 飾 で は 天和 以降 元禄期 定 魚 沼 頸 城 而郡 全体 沱 大きな家数増 加 が あ 0 たことを示したが、 本 節 で は の 家数

(1)分家 名子の 独 7

加

O)

蝉

包

特徴につい

て検討する。

掸 加 した家数について、 各村の様子をみると、 数石の高を所有するものも存在するが 石未満の零細 高 所有者または

五 (一六九三) 寛永から元禄までに家数は二倍以上 年には高持五一人にな っ た が、 同 年 Ŧi. 人

K

な

組

増

第11実 魚沼郡塩沢村正徳

細

酒高

持や

、無高

の存在が考えられる。

して分家させたものである。

元年持高階層別表							
所有高		人数					
石 70以上	石 100未満	2人					
50 /	70 //	3					
30 //	50 /	4					
20 //	30 🥢	3					
10 /	20 /	17					
5 /	10 /	24					
1 /	5 //	35					
	1石 //	32					
無	髙	81					
合	計	201					

複合家族形

態が中心であったが、

元禄一

四年には、

合計六一

間で一

戸平

均

無高 このものも多い。

魚沼郡小栗山では、

貞享元年には家数二一間で、

その際、 これはあきらかに、 六日町等の宿場での による増加があっ 高三二五石は、 七人となり、 小高持や無高の者が小作地で経営地を補う形のものを、 運輸 わずかに元禄四年七・八石、元禄七年一二石余の、 たのみである。 挙に四○間も増え単婚家族化してい 商業の 日用稼ぎが彼等の生計に影響を与えたことも 急増した四〇戸の中には、 . る。 ح かなり の 間 小栗山 ó 新 間 数 田 前 0 検 0) 四 零 坳 村

〇間 北 1魚沼 もの急増加と関連すると考えなければならない。 「郡の芋川村は、 天和三年の名請人七から、

る は無高名子であっ 年には〇 無高の水吞二である。 -頭城郡六万部村は、 五石の高持が一 東頸城郡会沢村では、 天和検地で名請人一五人全員屋敷持であったが、 間 無高が六間、 合計七間も増加し、 天和四年名請人二人であったが、 村高は天和と同じままで家数は五間増加 しかもいずれも五人組の構成員で諸夫銭を負担して 元禄九年には家数は九間増加し、 村高は天和四年と変らないまま、 その内訳は高 そのうち六 持本 元禄 百姓三

関係の史料 れらの の中に、 家数増加について その事情に関するものがある。 は 同居家族や奉公人の分家、 私的名子の独立などが考えられるが、 南魚沼郡 の宿場

村

뱜

Fi

という環境の中で一間と認めたものである。 が八一人をしめる。 塩沢の正徳元 (一七一一) 無高の主なる成因は、 年御仕置五人組帳によって第一一表を作成した。 今まであげた村 塩沢で、 元禄五年~一六年の間に高持分家した一四間についての史料がある。 ® . 々 0 例 からいえば、 村高九七二石余総間数二〇一間のうち、 高持の没落ではなく、 逆に 無高分家を宿場 無高

戸平均八・二人、

前

節でのべたように、

元禄期に急増した家数の中には、

零細高持や無高が多数存在して居り、

彼等の生活を支えたも

一であり、 他の多数の零細高持や無高百姓も同様な形であろう。 経営は不可能で、この他に小作地を必要とし、これまでの関係から本家への徭役労働からも解放されなかったであろう。 年右畑拙者方へ配当仕……高被為仰付」とあるので、家来とは名子の別名と考えられるが、この も一石以下である。 四間はいずれも五人組に所属しているが、 分与された高は、 七九・七石兵右衛門から○・二九石を与えられた家来九兵衛は、 弟の場合は五石以上が多いが、 その内訳は、 当主の弟に高分けしたものが一○・妹婿一・こじうと一・ 妹婿・こじうと・家来の各一人は一石以下で、 「拙者夫婦永々奉公仕罷有候故去巳 規模の畑では独 弟の中 立の農業

六日町 この推測は、 また弟は大半が五石以上であることから、 わずか〇・二九石であることから、 きである。 また、 右の分家史料について、 近隣 塩沢での、 このことは、 この小栗山のように、 わずか塩沢村の一部分の例にすぎないので、 このような零細高持や無高者の多数の増設は、 中頸城郡北国街道沿い今泉村の、 さらに推測を加えるならば、一四間のうち、家来すなわち名子はわずか二間で、 宿場における運輸・ 無高分家の大半は同居家族ではなく、名子の独立や奉公人の分家であったと考えられ 同居家族分家の場合も弟が最も石高が多く格も高かったと考えられる。 商業による日用稼ぎの存在を、® 今後、 無田を理解するための参考例ともなる。 史料収集による裏づけが必要である。 地主 -小作関係による経営の補充のみならず、 もう一つの大きな要因として考慮すべ しかも一 前 間 述のい

(2)作徳地主 ―小作関係の 形 成

は小作 展したことが、 :地であったと考えられる。 大きな要因となっている。 これには、 次の史料は小作分家の一例である。 天和検地以前から発展しつつあった作徳地主-小作関係が、 元禄期に一 層発

手形之事

拙者儀大濁村半右衛門名子ニ紛無御座候、

今度大池新田掛持百生之た屋守ニ罷出申ニ付而、 以来御公儀様御法度幷庄屋御 ふれ 135 (135)

相背申間敷候、 又ハ新田百生中間ニて我か儘成義仕間敷候御事

元禄七年戌ノ四月

小左衛門義代々浄土真宗ニ紛無御座候。 此上御法度又ハ何様之六ヶ敷義御座候共、 我等罷出急度埓明可申候、 為後日請判仍如件

大濁村半右衛門名子 小左衛門

請人半右衛門面

庄屋与右衛門印

大池新田 五郎右衛門殿

には、

宗門御改帳に四間の名子があるが小左衛門の名はない。

った。

半右衛門は所有高は不明だが、元禄九年には家族数が一四人であるから、複合家族手作経営である。 元禄九年の大濁村

元禄七年に、この手形を出して大濁を出たものである。

右の手形

請人の印はあるが小左衛門の印はないので、小左衛門は大濁村では高も持たず、一間の名子とも認められていなか

また、 て大池新田人別に加わることになった。 半右衛門が大池新田に所有した耕地の田屋守、 前節で述べた、 北魚沼郡芋川村、 大濁村では、元禄期に家数が増加したが、その中にはこのような形も考えられる。 東頸城郡会沢、 すなわち小作人として番小屋に住み耕作に従事し、 南魚沼郡小栗山などを始めとする各村々にみられた、 一間の名子とし 零細高持

無高の家数増加も、 この大濁小左衛門の例を参考にして考えることができる。

持も出現し、 蓮台寺村五人組所属者の所有高であったことを示す注記がある。商業経済の浸透とともに田畑売買質入が増加し、 になっているものが 西頸城郡で、 元禄五年の五人組帳にある農民で無高が一〇人ある反面、 五人組百姓の中にも、 港町糸魚川近郊にある蓮台寺村では、元禄五年には高持が五一人であったが、 一八人ある。 この中の六人は村外百姓であり、 無高になり小作地と運輸・商業の日用稼ぎで生活するものが出現した。 一八人のうち八人の所有高には、 五人組帳に名前がなくて同年御物成帳で高所有者 同年五人組帳では家数 誰高之内と、 貞享二年糸魚 新小高 今まで は 29

られ

肥料は厩肥と刈敷を使用し、まだ金肥は使用していない。

百姓拾五人ニ

而出作仕」

とあり、

田畑質入の増加により、

村相互の土地所有出入は大きくなり複雑化してい

る。

質入地あ

は、 Ш く残ってはいたが、 、町絵図によれば、 前 魚沼· 記述の 第五表の大石村の名子や塩沢村の家来のように、 頸城両郡 作徳地主―小作関係は、 町の中にも多数の家屋敷借名子が居住していた。 においてすでに 一般的に成立してい 大濁村小左衛門や蓮台寺村の例で存在が推定されるだけではなく、 た。 一方では、 北魚沼郡芋川 貞享~元禄期にも地 が村の、

田地小作入上 上田壱反ニ付 但畑小作地ハ当所ニ無御座候 入上米五斗壱弐升ほと

に田

[地小作入上の明記があり、

これは田における小作地の増加と作徳の一般的成立を示している。

元禄七年芋川村差出

Hシ帳には、

元禄期に 次のよう

主

小作の徭役関係はまだ根

中 -田壱反ニ付 入上米四斗六七升ほと

下々田壱反 入上米四斗程

下田壱反ニ付

入上米四斗壱弐升ほと

年季質物田地五年季、 但烟質物無御座候

うな農業生産力向上を支える農業技術については、 金三両二分以下、 般的成立は、 また、 このような山間地の、 南魚沼盆地の関東街道沿いの田中村の、 すでに天和以前から領内全域で作徳米が成立し始め、 中田・下田・下々田と等級ごとに記載してあり、 正徳元年にもまだ複合家族形態が優位であったような村で、 正徳五年田中村同新田差出にも、 同史料に「田畑こやし苅敷馬屋こい用申候」とある以外に記録はない。 この頃すでに慣行として定着したことを示す。 地主作徳分の一般的成立による質田地相 年季質田地の一〇年季の相場 元禄七年における田地小作入上の が、 Ŀ 田

君沢村八石・目来田村・ 塩沢村へ合計三〇石が質地に出されていて、また、七〇石余が「五郎丸中野村中村田地年々当村

さらに同じ史料の中に、

村高一

八二石のうち、

近隣 立 が

め 2

場の成

るいは質流地の増加からは、質地小作の増加が推定され、そのことが無高あるいは小高分家百姓激増の基盤であった。

進んでいた西頸城郡においては、 作徳地主―小作慣行の確立は、 次の史料のように、すでに元禄初年に、近畿先進地の影響を受け易く農業技術の向上も 生産高に対して貢租の少い一部の有利な田地で、 土地売買に際して、小作人が「定小

永代売渡シ申田地之事

作」としての権利を獲得するまでに至っていた。

一田百五拾速苅 下名土須加平ト申所

此高壱石壱斗弐升弐合 名立大町高辻之内 此代金三両也

物成納壱石弐斗

定小作清左衛門@

右者御公儀様辰之御年貢御役録ニ行詰リ、如此我等持分田地代金三両ニ永代貴殿エ売渡シ代金慥ニ請取申所実正也、於此田地ニ何方 之構出入茂無御座候、来ルピ之春ゟ高並之御年貢諸役等御勤可被成候、 尤重而此田地少茂構申問敷候問、 来ルピノ春ゟ永代其方御支

配可被成候、為後日之永代沽渡シ證文仍而如件

禄元年

辰之十二月十五日

大町売主 吉左衛門@

同 庄兵衛剛

請人小作人 清左衛門⑩

与頭太郎右衛門®

十右衛門印

十左衛門印

同同

庄や 弥右衛門®

138 (138)

(傍点筆者)

大町

善八殿

る。

右 (n) Ė 五〇東刈は、 石高壱石壱斗余に対して、 物成納すなわち地主作徳分と諸貢租分との合計は壱石弐斗であり、 実

収穫高は石高をはるかに上回っている。

年一通・同二年二通・同四年一 年頃から領内全体で急増する。 質入しその期間質取主が耕作し貢租を納める質置証文の形式が領内の各村で一斉に出現し、この形式の証文は元禄六~九 われるようになったことが証文形式変化の要因である。 針で年季質置形式を命じたとも考えられるが、 天和二年 ど 移動した。 髙 田藩では、 元禄期には以前から成立しつつあった地主作徳分が各村で一般化し、貨幣経済も浸透し、 -が一通・同三年三通・貞享二年が一通の合計一三通を、 延宝九年幕領となった後、天和貞享期の形式はまだ売買証文が一般的だが、 土地売買を禁止せず、 通・同五年一通、 年季質置形式の貞享以前の例は、 土地売買証文形式が普通で、 その場合、 能生町鬼舞と新井市大濁で貞享五年が各一通、 天和貞享期にはほとんど全部売買形式であったことの説明が 現在筆者が確認し得たにすぎない。 西頸城郡能生町島道で、 土地売却とともに貢租負担義務も石高に比例して買主 延宝四 元禄初年からは、 抵当物権として土地 中頸城郡の六万部村で、 年一通・つづいて貞享元 幕領となり幕府 年季を定めて が の 汲@ 方 で

本棟としそれ以下の高持を名子棟として、 により経営地を補うことを前提としており、そのような経営を本棟すなわち一間前の共同体構成員として認めたものであ 高 田に、 稲葉丹後守正通が、 頸城・刈羽・三島を領して貞享三年に入部し、 本棟役銀・名子棟銀を課すことにしたが、 元禄八年に、 一・二石の持高はあきらか 里地一・二石山地一石以上を た小作品 地

(3) 年季奉公人の出現と減少

さきに、

下層には小作経営と思われる下人を放出する小家族経営が存在し、 三表の奉公人は一間を例外として他はすべて年季奉公人であり、 第三表で天和 検地直後の農村構造をみたが、 上層には複合家族で年季奉公人や馬を擁する手作 総数二七人のうち、 検地以前の構造は基本的には変らなかった。 譜代五人・六年季二人・五年季五人 経 営が ただ、 存在 第

四年季二人で、残りは三年季以下であり、譜代五人を抱える一間は、 家族数一四人で譜代下人五人・四年季一人・二年

季一人を抱えている。

徭役関係に対して、 分家が元禄期以降多数出現し、 えて経営した手作地を縮小して、小作地として作徳米を収得する形に転換させ、その結果、 かかる高騰が、 経営での労働力需要が増大し、奉公人不足が強まり、 たところへ、天和検地で同居家族・名子・小作の新名請が実施されたために、名子・小作等の経営自立度が強まり、 需要と、名子等の下人放出層での新田開発および自家経営の労働集約化の進展との競合により、 期間契約で家に給金・給米が入り、 斉に年季奉公人に変り、とくに一~三年季が多くなった。名子等が放出する労働力は、 現存の奉公人史料によると、天和元年幕領となった後、天和検地を境にして、旧高田藩域では譜代下人や質置奉公人が 高田藩域でかかる御触の出た証拠はまだ発見されていない。このことは、上層複合家族手作経営の労働力 水田単作地帯における水田での、地主作徳分の一般的成立と相まって、 作徳地主―小作関係が広く展開し始める。 村全体として一戸平均家族員数が減少する。かくして、従来中心であった手作地主--小作 農業経営と家計を助ける形に変ったのである。この変化は、 譜代下人が年季奉公人に代った、 ® と推定される。 多数の同居家族・年季奉公人を抱 数年以内に再び家にもどり、 零細高持または無高の小作人 慢性的労働力不足があっ 幕府の政策によることも 逆に、 自家

間 は六・○人と減少したが、 年季奉公人の減少がさきに進んだ。 人と一〇人の二間が、 人以上が六間もある。 その際、 地の大濁村では、 平地では元禄期には、単婚家族化と年季奉公人の減少が同時に進んだが、 元禄九年の一戸平均家族数一一人であり、家族数二〇人が一間、 典型的な複合家族形態を残してはいるが、年季奉公人を抱える家は一間もない。 各一人ずつ数年前に養女を入れたのが目につく。 延宝期から役家であった二間とも家族が一一人で複合家族であるが下人はいない。 東頸城山間地の会沢村では、正徳五(一七一五)年家数九間で村の一戸当り平均家族数 年季奉公人を抱えるよりも、 一九人が一間で、 山間地では、 経費のより多く 小作地を与えて作徳 二三間のうち一五 わずかに家族一五 中頸 か

開は、正徳元年の見取場一石余のみである。 米を入れさせる方が有利だったのであろう。 地主は年季奉公人の雇用をやめても、 かかる山間寒冷地では農業生産力が低く、なかでも生産力の低い畑地が多い 複合家族で大面積を手作する形を維持せねばならない。天和以後の大濁の新

高持でさえ、年季奉公人を抱えるものは山間地でも平地でもほとんどなくなる。 平地では村に一~二間存在する二○石~三○石以上の高持にまれにあるのみで、村全体が単婚家族化し、このような上層 その結果、貞享期まで多かった年季奉公人が、元禄期以降の史料からはほとんどみられなくなり、多かった複合家族も、

- ② 南魚沼郡六日町小栗山 山田家文書。① 南魚沼郡六日町小栗山 山田家文書。
- のぼった。『南魚沼郡誌』二六五~二七一頁、七八八~七九〇頁。二〇年塩沢組の馬喰達に課せられた馬喰役は、総計馬数一五一八頭に七〇年塩沢組の馬喰達に課せられた馬喰役は、総計馬数一五一八頭にれたと伝えられ、交通が整備された後は、草高百石につき馬二頭以上れたと伝えられ、交通が整備された後は、草高百石につき馬二頭以上
- 窜永家文書。壁奥会津郡白举·越後魚沼郡上田両銀山鑑、北魚沼郡湯之谷村折立、
- 山之内家文書。
 ⑤ 元禄六年堀之内組下条郷黒鳥新田小掛り帳、北魚沼郡広神村並柳、
- った。 の南約六キロの寺石村に口留番所があり、近世後半期に荷継場があ 方面へ行く脇道で、 荷駄賃稼を行ったことは確実で (大口家文書)、 方面へ行く脇道で、 荷駄賃稼を行ったことは確実で (大口家文書)、
- ① 中魚沼郡津南町寺石、石沢家文書。
- 中魚沼郡津南町芦カ崎、大口家文書

9

新井市大濁、豊岡家文書

- ⑩ 北国街道の整備は、光長滞時代に完成し、各種伝馬の賃銭が定めら
- ⑪ 中頭城郡妙高村桶海、後藤家文書
- 両村とも全戸が直系親族のみで構成されている。 七七一)年六五間・馬一一頭・三○九人、一戸平均四・七人となり、七七一)年六五間・馬一一頭・三○九人、一戸平均五・四人、明和八(一大酒村は寛保二(一七四二)年五三間で一戸平均五・四人、明和八(一戸平均五・○人、七五五)年に八八間・馬一七頭、人数四四三人で一戸平均五・○人、七五五)年に入る。
-)南魚沼郡塩沢町思川、河野家文書。
- ⑩ 中世から、関東街道の信濃川渡河地点として発達した北魚沼郡の小 中世から、関東街道の信濃川渡河地点として発達した北魚沼郡の小 中世から、関東街道の信濃川渡河地点として発達した北魚沼郡の小
- の要地として栄え、松平光長時代には交通宿駅の制度施設が整備され) 六日町は、中世から関東や上・中越への陸上交通および魚野川舟運書。

た。延宝七年越州四郡信州逆木郷高帳(岡山県津山市、津山郷土館蔵

ぐって争っている。

でって争っている。

なって争っている。

なって争っている。

なって争っている。

なって争っている。

なって争っている。

なって争っている。

- ⑪ 新井市大濁、豊岡家文書
- ⑱ 糸魚川市大町、小林家文書。
- ② 西頸城郡能生町、斎藤家文書。
- ② 島道区有文書。鬼舞、伊藤家文書。
- ❷ 佐々木潤之介『幕末社会論』四八頁。

- (日町 20 『訂正越後頸城郡誌稿上』九四六頁。天和元年~元禄八年間の役家
- ☺ 佐々木潤之介氏前掲書四七頁。脇田修『近世封建社会の経済構造』設置基準は明確ではないが、高田藩に準ずるものとした。
- 料的制約から余剰成立の分析をなし得なかった。とする。脇田修『近世封建社会の経済構造』二四三頁。本稿では、史昣 年季率公人の雇用には、年季率公人を雇用し得る余剰の成立を前提
- ◎ 当地域の、一八世紀中期以降の宗旨人別帳には、奉公人はほとんど

存在しない。

おわりに

宝期には作徳米を納める小作地が成立し始めた。藩では、 出現した。農業生産の中心はまだ複合家族手作経営であった。新田開発の進展や技術的進歩等により、おそくとも寛文延 宝期にかけて、 小作―徭役労働関係の中に包摂し、農業生産と生活に関する族縁的共同体のようなものを形成した。寛永末年から寛文延 松平光長高田藩の寛永期の役家は、 領内では新田開発と田畑売買・高分け等が盛んになり、その結果役家以外の家族・名子等の新高持が多数 名子の持高と貢租を自己名儀のもとに代表し、耕地の不充分な一部の役家や名子を、 農村の変化に応じて、延宝五年役家制度を改訂し、すべての高

営と名子との徭役労働関係が根強く残る中で、新しく作徳地主―小作の関係が成立しつつある事実を容認して、 名子等の新開地や小作地を名請したものである。検地直後には村落構造に大きな変化はなかったが、 延宝九年の高田藩改易後、幕府は全領地を幕領とし、天和二年に精密な検地を実施した。天和検地は、 天和検地を起点と 複合家族手作経 同居家族

所有者を役家とし、

無高の中からも名子家をとり立てた。

関係が広く展開したことが、 して元禄期以降全藩領で著しく家数が増加し、 家数増加の大きな要因であった。 単婚家族化が進み、 作徳地主--小作関係が広く展開した。 作徳地主 小作

幕府権 徳地 心主一

力によ 小作

多数の

した。 制の広範な展開・確立への転換点に位置し、 って徹底させたものである。 幕府の天和検地は、 また、 両施策を経て、 高田藩延宝五年役家制改訂による農村構造変化の把握が不徹底に終った後を承けて、 両施策は、 家数による夫役夫銀負担から、 寛永期の役家制度下の手作地主―小作徭役制から、 過度的状況において自立しつつある小経営をできるだけ把握することを意図 石高による貢租夫役負担への転換が実現したことが、 元禄期以降の作

地方史料から確認されるが、

これについては別の機会に検討したい。

(新潟県立六日町高校教諭

tinglished by market days, commodities and marketing area. But after years marketing had become more complicated, and "Hsü" and "Shih" came to mean market places. In market places hovels had been equipped to protect goods against weather, but gradually merchants and craftsmen had settled there and their landscapes were transformed into market town or commercial city.

Many market places were set up by local gentry class who plotted to accumulate wealth and to dominate local society, but they functioned as central place of certain area in which people make a living, and they organized economic units beyond village boundaries. Furthermore, we can presume that this economic unit become a daily common area of concern which lay the foundation of various social areas.

Tenna 天和 Land Survey in Echigo 越後 and the Change of the Agrarian Structure

bv

Yasuo Matsunaga

Through *Kanei* 寬永 era (around 1620) *Yakuya* 役家 under the rule of *Takada Han* 高田藩 was a paternalistic farming community, in which not only the acreage and the rents of *Nago* 名子 or subordinate peasants were represented by *Yakuya*, but also lesser *Yakuya* and *Nago* were organized into a tenant system. Though between the latter half of *Kanei* and *Kanbun-Enpo* 寬文·延宝 era (around 1640-1680) there grew not a few *Shintakamochi* 新高持 or newly-born selfsustaining peasants, the agricultural production was mainly performed by the direct cultivation of the aforementioned type of paternalistic community.

At latest, however, during *Kanbun-Enpo* era there developed some small tenants who could yield rents called *Sakutoku* 作徳. Change of characters like this can be observed in *Tenna* land survey which was held in 1682 just after *Takada Han* forfeited. The surveyors acknowledged that, besides the traditional tenant system of paternalistic farming community, the newly-born tenant system between *Sakutoku* landlords and their tenants was growing extensively, and also registered

the arable land or peasants' holding developed by the subordinate family members or tenants as normal tenement.

After this land survey was made, especially during the following age of *Genroku* 元禄, the number of families considerably increased and it seems to mean the disinteglation of the paternalistic family into smaller one. The main reason of this would be the widespread development of the aforementioned newly-born tenant system between *Sakutoku* landlords and tenants.